

平成 3 1 年度 埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金 Q&A

平成 3 1 年 5 月 1 7 日 時点

質問	回答
○総論	
予算規模は？	5,000 万円です。
○申請について	
交付申請書（様式第 1 号）の作成時の注意点はなにか？	<p>申請事業者名、住所、代表者氏名、役職が登記事項証明書どおりとなっているか。</p> <p>申請者住所は、本社の住所を記載してください。</p> <p>捺印が登録印（代表者印として法務局に印鑑登録を行っている印章、個人事業主の場合は市区町村役場に印鑑登録している印鑑）であるか。</p>
国等の補助金との併用は可能か？	併用は可能です。補助額は、国補助額を補助対象経費から除いた額の 1 / 3 以内または 3 0 0 万円、国補助額を除いた補助対象経費の 1 / 4 以内の一番低い額が補助額となります。
自社従業員による施工は申請可能か？	<p>専門業者でない者が行う、いわゆる D I Y については補助対象外となります。申請者が専門業者であり、その従業員が施工する自社施工の場合は対象となりますが、利益等を排除した額を補助対象としてください（利益等排除した補助対象経費は製造原価以内とするという意味です）。また、外部からの仕入れ等の根拠（請求書等）を申請時に添付してください。提示できない費目は補助対象外とします。</p> <p>費用が発生している物に対して、補助金が支払われます。自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。</p>
○補助対象者について	
中小企業しか申請できないのか？	会社の場合は中小企業のみとなります。
みなし大企業は申請できないのか？みなし大企業の定義は？	<p>申請可能です。ただし審査の段階で優先度が低くなります。</p> <p>みなし大企業：次のいずれかに該当する中小企業</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外をいう。）が所有していること</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有していること</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めていること</p>
医療法人、学校法人、社会福祉法人等は申請可能か？	申請可能です。

質問	回答
法人として県内で事業を開始してから1年以上経過しているが、補助事業を行う事業所の運営開始から1年間経過していないが、応募申請は可能か？	申請は可能ですが、補助事業の施工前の1年間のエネルギー使用量や執務環境等について確認できない点を加味する場合があります。
同じ事業所内で、2つの設備の更新事業を検討しているが、2申請に分けて、同時に提出してよいか？	同一年度に同一事業所内で、2申請に分けての応募はできません。 1つの申請として提出するか、翌年度以降に分けて申請してください。
数年前に分社化されて、工場の敷地、建物及び設備は親会社が所有し、実際の事業所運営は子会社で運営している。設備整備の施工業者との契約は親会社名義で行うことになるが、その場合は申請書の提出は親会社、子会社のどちらの名義で提出すべきか？	申請書は設備の所有者での申請を想定しております。 いずれにしても親会社、子会社の関係（出資関係など）や設備の使用権限を証明する書類を提出していただき確認します。 疑義が生じるような場合は、事前にご相談ください。
本社は埼玉県外にあるが、整備箇所は埼玉県内の事業所である。補助対象にならないか？	補助対象事業の実施場所が埼玉県内の事業所であれば、補助対象となります。
CO ₂ 補助と同時申請し優先事項の対象となるのはどういった事業か？	同一事業所内で、暑さ対策の整備を行う区画内の空調設備更新する場合があります。 空調設備と暑さ対策の整備箇所が違う場合や同一区内であっても相乗効果を見込めないと県が判断する場合などは優先対象とはなりません。その他、事業計画書（様式第2号）の計算方法で算出されるCO ₂ 削減量の高い事業、エネルギー使用量やCO ₂ 排出量の削減対策を継続的に行っており、県が優れた事業所と判断した場合、補助事業における効果測定が容易に行うことができる事業所、みなし大企業以外の場合による申請などについて優先します。
当社はA社から会社分割により申請した法人である。県内の事業所（10年前から稼働）を有しているが、補助金の申請はできるか？	本補助金の申請条件が一年以上継続して事業を営んでいる者としています。 そのため、申請時点で設立後1年未満の場合は、申請できません。
○補助対象事業について	
補助対象事業はどのようなものか？	既存建築物の建物本体や窓やサッシ、ガラスに遮熱や断熱対策を行うものが対象となります。
遮熱性のあるシートを屋根に覆う場合は対象となるか？	既存建物の建物本体や窓やサッシ、ガラスに遮熱や断熱対策を行うものが対象です。シートで覆うなどは建物本体の設備整備にあたらなないと判断します。また、汎用性のあるものは対象外となります。
室内温度の上昇を低減させるため、ボイラ等の熱源設備から発生する熱を閉じ込める対策は対象となるか？	既存建築物において、太陽光からの暑さへの対策として遮熱や断熱対策を行うものが対象となるため、この場合は対象外です。

質問	回答
2つの事業所で整備する場合、それぞれ申請を行うのか？	例えば、所在地の異なるA工場で遮熱塗装、B工場でペアガラスの整備を行う場合、「同一法人であること」「A工場、B工場ともに県内に所在すること」のいずれの要件も満たす場合は、補助対象となりますので、申請は1申請でも、それぞれの申請でも構いません。ただし、補助上限額は、A工場とB工場合わせて300万円となります。
リースでの設備導入は対象となるか？	リース事業の場合、事業所設置事業者とリース事業者の共同事業として、連名（共同事業者）による応募、申請の場合は対象とします。
リース事業による対策と、自社調達による対策をあわせて申請することは可能か？	全てリースによる対策とするか、全て自社調達による対策にするか、どちらかにしてください。
すでに着工している事業も対象となるか？	対象となりません。
老朽化した既存設備を更新したい。補助対象になるか？	本補助事業の対象設備は、現在の設備と導入設備との比較により、現在のCO ₂ 排出量より削減される設備を対象とします。ただし、過剰なもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの、中古設備の導入、居住用途への導入などは補助対象経費となりませんのでご注意ください。
現在壊れているものについては対象となるか？	ガラス等の整備事業で現在サッシに不具合があるものなどは対象となりません。また、遮熱塗装などを施工する際に合わせて屋根等の修繕や防水工事等をする場合は、その工事費は対象外となります。
太陽光発電設備を設置し、遮熱対策を行うことは可能か	太陽光発電設備を屋根等に設置することによる対策は、本補助金の対象となりません。 なお、対象設備は、遮熱や断熱の効果がJISなど第三者によって証明されているものが対象となります。 太陽光発電設備はCO ₂ 排出削減設備導入補助金の申請が可能ですので、そちらを申請してください。
屋上緑化や壁面緑化による暑さ対策は補助対象か？	屋上緑化等は対象外となります。
事業場・工場・工場に属する自動車（営業車など事業場・工場の外を走るもの）の窓対策や塗装をする場合は対象か？	車両は補助対象となりません。
設置工事に必要な足場費や安全対策費等は補助対象経費になるか？	法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象となります。
既設設備の撤去費は補助対象経費に含まれるか？	含まれません。
日射熱反射率のみ取得した塗装は補助対象となるか？	JIS規格、環境省技能実証実験もしくは建築研究所のいずれかにおいて、日射熱取得率の数値基準を有して

質問	回答
	<p>いるものは対象となります。なお、この場合の日射熱反射率は、次の式で算出してください。</p> $\text{日射熱取得率（または日射熱吸収率）} = 1 - \text{日射熱反射率}$
工場の天井にファンを設置し、空気を還流する場合、補助対象となるか？	対象とはなりません。
○その他	
法定耐用年数はどのようにして調べられるか？	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。また、顧問税理士等にご確認ください。
補助金の交付決定は先着順か？	先着順ではありません。募集期間内に応募のあった申請について、審査・選定の上、交付決定します。
代理申請、代行申請はできますか？	代理申請、代行申請はできません。
交付決定後の工事費や整備内容が変更になることは認められるか？また、交付決定後に補助対象経費が変わってもよいか？	<p>あらかじめ県の承認が必要ですので、変更が発生すると分かった場合には必ず県に相談ください。</p> <p>補助対象経費が変わることは構いませんが、増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となるため、その点ご注意ください。</p>
交付決定後に補助事業の中止・廃止をした場合、ペナルティはあるか？	<p>交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を中止・廃止する場合は、県へその旨の申請をし、承認を受けなければなりません。その後、県が交付決定を取り消します。交付決定の取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業内容や手続の流れ等を熟知した上で、中止・廃止等にならないよう、よくご検討された上での申請をお願いします。</p>
業者への支払いはいつまでにすればいいのでしょうか？	実績報告書提出期限（1月末）までに全ての支払を完了していただく必要があります。
補助対象となる設備整備工事は年度内に完了しなければならないとあるが、設備施工業者への支払いは完了していなければならないか？	<p>補助金交付決定額を越える金額の整備年度中の支払いが必要です。</p> <p>実績報告書にこの支払いを確認する領収書の写しを添付していただきます。</p> <p>本事業においては、割賦販売は対象外となります。</p>
補助金は、いつ受け取ることができるか？	<p>実績報告書を提出いただき、その後県が補助金額の確定をします。</p> <p>確定通知と同時に送りする請求書を県が受理した後、おおむね2週間以内に指定口座へ支払われます。</p>
概算払による請求は可能か？	原則、精算払いとしています。ただし、施工業者との契約において完了前に施工業者への支払い（資金需要）が発生する場合で、資金計画上、困難な場合などはご相談ください。

質問	回答
<p>補助金受給に関して何か制約があるか？</p>	<p>補助要綱第 22 条に「他の経理と明確に区分」と定めておりますので、通常の事業活動に伴う経理とは別の会計処理（口座を分けるなど）をしてください。 補助金が運転資金に回されているような事実が発覚した場合には補助金を取り消す可能性があります。</p>
<p>県の申請期限が国の補助制度の申請期限より早い場合、どのような手続きになるのか？</p>	<p>国補助金の申請前でも県に申請することは可能です。県申請に当たっては、国補助を含めた事業全体の計画をよく検討のうえ申請してください。</p>
<p>国の補助制度と併用する際、県補助の方が先に交付決定された場合、どのような手続きになるのか？</p>	<p>原則として国補助金額の確定後に県の補助金額の確定を行います。 なお、県に申請後、国補助額の不交付決定など、県への申請内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告してください。</p>
<p>選定にあたっての優先方法は？</p>	<p>審査内容や審査の経過、選定委員会等に関するお問い合わせには応じかねます。ご了承ください。</p>